

◆◆◆ サポートカー限定免許について（令和4年5月13日以降） ◆◆◆

申 請 内 容

- サポートカー限定免許の概要
運転免許を受けている方は、その方の申請により、運転することができる自動車の範囲をサポートカーに限定する条件を付与することができます。
サポートカー限定条件の申請は、運転免許証の更新申請と併せて行うことも可能です。
- ※ サポートカー限定条件を付与できる免許は、普通免許のみです。
中型（8トン限定）免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取消しにより、普通免許を取得していただいた上で、条件を付与することができます。
- サポートカー限定免許で運転できる車両
サポートカー限定免許では、次の安全運転支援装置が搭載された普通自動車（サポートカー）（※）のみ、運転することができます。
なお、後付けの装置については対象となりません。
 - ① 衝突被害軽減ブレーキ（対車両、対歩行者）
車載レーダー等により前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報し、さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキが作動する機能
 - ② ペダル踏み間違い時加速抑制装置
発進時やごく低速での走行時にブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える方法により、加速を抑制する機能
- ※ ①の装置が道路運送車両の保安基準に適合するもの又は①及び②の装置がそれぞれ国土交通大臣による性能認定を受けているものに限ります。



上記サポートカー限定免許の対象車両リストは、警察庁Webサイト
https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/support_car.html
を確認してください。

サポートカーには、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載されていますが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要の運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

- ※ サポートカー限定免許でサポートカー以外の普通自動車を運転した場合は、免許条件違反となります。
- ※ サポートカー限定条件の解除を希望する場合は、公安委員会の審査（指定自動車教習所において限定解除のための教習を受けた場合は、運転技能審査が免除されます。）を受ける必要があります。

申 請 場 所 と 受 付 時 間 な ど

○ **総合交通センター**

申請による免許の一部取消しを行う場合も即日交付されます。

◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く）

【午前】 8：30～11：00

【午後】 1：00～ 4：00

※ 更新申請と併せて行う場合は、更新申請の受付時間となります。

○ **住所地の交通安全協会、高崎北警察署及び渋川警察署**

申請による免許の一部取消しを行う場合は後日交付です。

◆ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く）

【午前】 8：30～11：00

【午後】 1：00～ 4：00

※ 更新申請と併せて行う場合は、更新申請の受付時間となります。

※ 日曜日の更新窓口では手続きできません。

必 要 書 類 な ど

○ 運転免許証

※ 申請による免許の一部取消しにより、普通免許を取得する場合

○ 免許証交付手数料（2,050円）

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで